

様式第33(第39条第1項関係)

媒介等の業務届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電気通信事業法第73条の2第1項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。

- 1 電話番号及び電子メールアドレス(担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電話番号	
電子メールアドレス	

[illegible]

- 注1 「媒介等の業務に係る電気通信役務」の欄には、電気通信事業法第26条第2項の規定により告示する同法第26条第1項各号の電気通信役務の区分に従って記載すること。二以上の媒介等の業務に係る電気通信役務が同一の電気通信役務の区分である場合であつて、これらの電気通信役務の媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者又は委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者が異なる場合は、項を分けて記載すること。
- 2 「氏名又は名称」の欄には、当該欄に記載する者が個人である場合にあつては当該者の氏名、法人又は団体である場合にあつては当該法人名又は当該団体名を記載すること。
- 3 「法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。ただし、法人番号がない場合にあつては空欄とすること。
- 4 「委託に係る再委託の有無」の欄には、再委託を行つている場合には「○」、行つていない場合には「×」を記入すること。
- 5 「店舗販売」、「訪問販売等」、「電話勧誘販売」又は「通信販売等」の欄のうち、媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄に「○」を記入すること。
- 6 委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者又は利用者が法第73条の2第1項の届出を要する届出者の届出手続の有無の確認が可能となることで、苦情・相談の処理の円滑化及び電気通信事業者から媒介等業務受託者への適切な指導等の措置に資することを目的として総務省のホームページにおいて次の事項を公表することとする。
- ・届出者の氏名又は名称
 - ・届出者に係る第39条第2項に規定する届出番号
 - ・届出者の法人番号
 - ・届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務
 - ・媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称
- 7 記載する媒介等の業務に係る電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。